

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部		
	課名	社会福祉課		
	係名	障害福祉係		
	記入者		電話(内線)	137

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	障害者就労支援事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体		市	
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質 一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	15201 (総合計画掲載 ^ハ - ^ジ)	会計区分		一般会計	
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)	財源区分		市単独	
基本施策	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実(障害者(児)福祉)	予算科目		款 3 項 1 目 3	
施策	②社会参加と自立支援の充実	予算書上の 事業名称		障害者就労支援事業費 (予算書 72 ^ハ - ^ジ に掲載)	
施策内容	1自立支援医療・給付の充実	(8) 事務分類		自治事務	
(5) 事業期間	開始 18 年 10 月から 終了 年 月まで (力年)	根拠法令		障害者総合支援法	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
障害者施設等に入所又は、通所し自立訓練や就労移行支援を利用している者のうち生活保護又はそれに準ずる世帯に属する者	自立訓練及び就労移行支援サービス利用に係る訓練に必要な物品購入費や通所のための経費を助成し、サービス利用に係る経済的負担を軽減することで、訓練が継続でき、障害者の社会復帰が促進される。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
自立訓練及び就労移行支援サービス利用に係る訓練に必要な物品購入費や通所のための経費に対し、訓練を実施した日数に応じて助成する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める、地域生活支援事業の一部として実施する。

(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応
 支給対象者が限定されるため、利用者数は少ない。障害福祉サービス利用申請の機会を捉え、対象と見込まれる者に対し制度の案内を行っている。
 平成28年度より地域生活支援事業の補助対象から地方交付税措置の対象となった。

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映		
実施計画								
● 予算内訳		実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)				
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
(1) 事務事業費の コスト	障害者更生訓練費	13	38					
	合計	13	38					
	国庫支出金 (千円)	5	18					
	県支出金 (千円)	3	9					
	地方債 (千円)							
	その他特定財源 (千円)							
	一般財源 (千円)	5	11					
合計 (千円)	13	38						
補助・起債制度名	地域生活支援事業補助金	地域生活支援事業補助金						

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）				単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	更生訓練費支給月	目標値	月		12	12	12	12	
		実績(見込)値		4	12				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	訓練修了者	目標値	人		1	1	1	1	
		実績(見込)値		1	1	1	1	1	
		達成率		100.0 %	100.0 %				
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。 社会復帰のために必要な訓練を実施する際の費用の一部を負担した。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	B	どちらとも言えない	訓練等給付の支給を受けているものは増加しているが、支給の対象となる者は限定的である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	行政が実施すべき事業である。					
	手段の妥当性	A	妥当である	現在の方法が一般的である。					
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	該当件数が少ないが、申請漏れが発生することに注意する必要がある。					
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	対象要件が限定的なため、給付対象者は限られている。					
有効性	成果の向上	A	上がっている	サービス利用時の負担軽減が図られている。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	平成27年度に対象者が期間満了により退所となった。今後は新たな対象者への申請案内を行うこととなる。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。 27年度においては機能訓練対象者が期間満了により退所となり、地域での生活を開始した。今後は利用希望が0人になると限らないため、予算措置を継続し申請漏れがないように制度の案内が必要。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？ 対象要件が生活保護受給者に限定されるため、生活保護実施機関と連携し、自立訓練の希望があるか等の情報連携を図る。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			複合的な生活課題にある障害者の社会的な自立を図るため事業の継続が必要である。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				